平成２３年（フ）第４６６号
京都市伏見区深草下川原町51番地の４　下河原マンション302号
債務者　北條　安信
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４７３号
京都市西京区樫原岡南ノ庄６番地10
債務者　岡野　陸男
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５３号
広島県呉市広本町３丁目18番16―203号
債務者　すし友本町店こと　篠原　秀明
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第５４号
広島県呉市広本町３丁目18番16―203号
債務者　篠原ひろみ
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１１号
愛媛県松山市下伊台町526番地８
債務者　山口　友寛
1　決定年月日時　平成23年４月７日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第５２号
福岡県飯塚市内住664番地６
債務者　松田美穂子
1　決定年月日時　平成23年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１２４号
大分県別府市大字南立石271番地の５　向井病院白百合寮306号
債務者　西田香緒利
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１６号
大分県速見郡日出町1198番地１
債務者　若林　　光
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで　大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２３年（フ）第４６号
宮崎県日向市向江町２丁目54番地１
債務者　桑原　建也
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第４９号
宮崎県延岡市恒富町４丁目７番地
債務者　佐保　恭子
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第６４号
富山県中新川郡上市町横法音寺１番地２　横法音寺定住促進住宅１号棟108号、前住所富山県中新川郡上市町大岩23番地
債務者　瀬口　恵子
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで　富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７号
福井市光陽４丁目３番43号　ドルミ学園203号
債務者　廣部　喜則
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７３号
福井市三郎丸町第22号15番地１
債務者　野口千代子
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９３８２号
大阪府茨木市上穂積２丁目14番29号
債務者　髙木　光男
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３８３号
大阪府茨木市上穂積２丁目14番29号
債務者　髙木トシ子
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６３８号
大阪府枚方市茄子作東町20番４号
債務者　立川　和稔
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７９８号
大阪府東大阪市横枕西９番23―602号
債務者　大野　茂一
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９０９号
大阪府茨木市稲葉町１番４号
債務者　岡　　幸子
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部